

午後1時00分開議

## 火爪弘子委員の質疑及び答弁

亀山副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

火爪委員。あなたの持ち時間は60分であります。

火爪委員 日本共産党の火爪弘子です。よろしくお願ひいたします。

まず、高校再編について伺います。

先日、総合選択制の大規模校のモデルになっている埼玉県立伊奈学園総合高校を視察してまいりました。1983年に全国で初めてできた総合選択制の高校です。改めて、高校生が減少する今の時代に、富山県で大規模校を建設することの難しさを感じてきました。

まずは、当時の埼玉県は高校生の急増期で、20年間に県立高校が30校新しく建設される時期がありました。新設された多くの高校が普通科の大学受験準備校のようになり、生徒の多様性を大事にした新しいタイプの高校をつくろうという提言が全国高校教育長会議から出されました。この提言の中心になったのが埼玉県教育局であり、当時の畠和県知事——革新県政でありまして、この知事の下で、標準規模3校分を1校にまとめた大規模校が建設されました。当時は、総合選択制の高校が全国各地に設置されたとのことでした。

ところが、この総合選択制は、国公立大学の受験には必ずしも向きません。選択科目の関係もあって、圧倒的多数の卒業生は、首都圏にたくさんある私立大学に進学をしておりました。そして、教員配置にも施設整備にも予算がかかります。

そうしたことから、1993年になると文部科学省は、総合選択制をモデルにしつつ、そうではなくて総合学科の導入を打ち出します。総合学科だと教員が加配される制度になるわけであり

まして、1993年、この後に富山県でも上市高校や小杉高校など、総合学科が導入されることになったのだと思います。

総合選択制の大規模校の中で、42年間今も残っている県立高校は伊奈学園総合高校のほかにほとんどないというお話も現地で伺いました。

そこで、全国の総合選択制の高校の多くがなぜ長続きしなかったのか、教育長に伺います。

**廣島教育長** 今ほど委員からございました、いわゆる総合選択制については、文部科学省令などには単位制や総合学科のような定義がないということで、明確には定義がないところですけれども、昭和46年の中央教育審議会からの、生徒の能力・適性・希望に応じた教育内容の多様化を求める答申や、今ほど委員が言われた昭和53年の都道府県教育長協議会の提案も踏まえた、この集合型選択制高校というものが多くの都道府県で具体化されていったものと思っております。

具体的には、昭和55年度、千葉県では、幕張で隣接する3校によります集合型選択制高校が全国で初めて開校したという記録があります。昭和59年には御案内の埼玉県立伊奈学園総合高校が総合選択制高校と呼称して開校したという記録が残っております。

以降の推移につきましては、ピーク時にどれだけあったこととか、今どうなっているかというような統計がなく、詳細が把握できなかったところです。その後の平成5年度の全日制課程の単位制の導入や、平成6年度の総合学科の制度化、そして平成11年度の公立中高一貫教育の導入など、制度的な変遷があったことも踏まえて、全国的に高校の教育形態が変化してきたのではないかと考えます。

例えば千葉県幕張の3高ですけれども、平成8年度に総合選択制とうたって、幕張総合高校として統合されました。これが

令和元年度には総合学科へ移行しております。そうしたことから、伊奈学園総合高校のように当初の姿から大きな変化がなく学校運営されているものは、高校さんがおっしゃられたように少數になったものと考えるところです。

**火爪委員** 富山県の場合は、こういう歴史的経過をきちんと検討して今回の提案がされたのではないということが、経過を聞いてよく分かりました。

総合学科と総合選択制の関連ですが、総合学科には、先生の加配があるけれども、総合選択制はあくまでも普通科なので、標準法上、先生の加配がないわけです。だから埼玉県のように知事肝煎りでどんどん予算をかけて労力をかけて残すということがない限り残らなかった。

今や少子化の時代で当時の埼玉県と違い、子供がどんどん減る中で地域の高校を減らして、地域の高校生を富山市に集めて新しい高校をつくるなどというのは、時代から外れていると私は改めて指摘をしておきたいと思います。

そこで同校では、1学年800人の生徒を教育指導するために、5つのハウス、3学年を12クラスずつ分けており、これ以外に中学部で1ハウスあります。高校部は5つのハウスに分かれて、驚いたのは、ハウスごとに教頭、教務主任、養護教諭などが配置されているわけであります。

大規模校って富山県は言いますが、大規模校を運営するためにはどんな工夫をするのかが示されていないから、多くの県民は反対の声を上げているのだと思います。しかも非常勤講師が50人近く配置されていました。開校当時には、県単で31人分の配置が必要だったという記録も残っております。

具体的に伺いましたところ、教員の持ち授業時間数は平均16.5時間とのこと。富山県の場合は、総合的な探求の時間を含めてでも15.1時間ですから2時間ぐらい持ちこま数が長いので

はないかと思います。

教務主任の先生にも個別にお話を伺いましたところ、ハウスごとの会議もあるし、それとは別に全体の会議もあり、やはり大変なのだということでした。

総合選択制の大規模校における教職員配置数をどう試算しているのか、教育長に伺います。

**廣島教育長** 委員御紹介のとおり、1学年20クラスの埼玉県立伊奈学園総合高校では、各学年を4学級からなるハウス制で運営されておりまして、5つのハウスごとに、教頭や教務主任、主任、生徒指導主任などを配置されております。私どもが学校を視察させていただいた際に、主に学校運営などについてお尋ねしてきたところですけれども、教員がハウスごとの情報共有に加え、学校全体での円滑な情報共有を図るため会議の数が多くなる、委員おっしゃられたとおりですが、教員の負担面での課題があるとはお聞きいたしました。

一方で、生徒に多彩な選択授業を提供するために必要な教員と非常勤講師を配置しますことから、教科ごとに複数の教員が集まるため、教員同士の学び合いができる。校務分掌や部活動の顧問が分担できて、教員の負担軽減を工夫できる。これに加えまして、多くの生徒と教員が在籍することで学校の活性化につながっているなど、いわゆる総合選択制の大規模校としてのメリットもあるとお聞きしたところです。

今ほど教員の授業時間の話がございましたが、ここでもお聞きしましたところ、埼玉県の他の高校と同程度だということで、規模が理由で増加しているものではないというお話を伺いました。

大規模校で必要となる教員数ですが、生徒の興味や関心を踏まえて、そして進路希望なども踏まえました選択科目の内容、また、各科目の指導体制、こうした教育課程や学校運営の検討

が進む中で定まっていくものでございます。このため現段階で具体的に必要となる教員数や非常勤講師の数などが試算できないということを御理解いただければありがたいと存じます。

今後、第1期設置方針の検討と並行しまして、大規模校のままで設置場所の検討を行い、その後も教育課程や学校運営について関係する教員などとともに、生徒や教員にとって充実した教育体制となるよう検討を進めたいと考えているところです。

**火爪委員** 教員の負担が大きいことは認められました。標準法を超える県単の教員を多数配置しないと、こういう大規模校は難しいということを改めて指摘をしておきたいと思います。

次に、施設についてです。

総合選択制の機能を発揮するために施設整備は欠かせません。広大な敷地に6つのハウスと体育館が4つ、美術室が8つ、書道室が4つなど、クラス数の2.5倍の教室があるとのことでした。

畠和埼玉県知事が1992年に5期20年間の任期を振り返ったインタビューの中で、伊奈学園総合高校は標準規模3校分を1つにしたけれども、4校分の建設費がかかったと述べています。富山県は1学年480人規模としていますが、施設設備の予算をどう試算しているのでしょうか。新築、改築いずれにしても実現は容易ではありません。

知事は、他の県立高校に予算のしわ寄せはしないと言われましたが、そんなに甘い話ではないと思います。施設整備についての教育長の見解を伺います。

**廣島教育長** 構想の実施方針素案におきましては、大規模校の総合選択ハイスクールは普通科系のスタンダードをベースにスポーツや芸術を重点的に学べる教育内容を取り入れますとともに、職業系専門科目の一部を含めた多様な選択科目を開設する案としております。10月の総合教育会議では、整備方法について、

新築のほか、既存施設の活用も含めて検討を進めることとなつたところでございまして、多くの生徒と教員による多彩な授業展開が可能となりますよう、特別教室、体育館、グラウンド等の環境づくりや円滑な学校運営について今後検討が必要になります。

このため整備費用につきましては、この新築か改築かに加えまして、先ほどの教員数の御質問で申しましたが、教育内容によってどのような施設・設備を整備するかを見極めていく必要がございます。このため、現時点で具体的に御提示できる数字は持ち合わせておりません。参考でございますが、新築の例として今から10年前頃、他県の工業系高校で、1学年440人規模の学校を約125億円で整備をしておられるケースがございます。

また、今後他県で整備するものでございますが、農業と工業、商業それぞれ統合する形で1学年320人規模の高校を約140億円で整備する計画があると承知しております。

一方で、中規模校と小規模校につきましては、現在の高校施設の活用を基本としつつ、令和20年度以降も見据え、長期的に使用することや魅力向上の観点から、必要に応じて施設整備、または改修等を行うとしておりまして、現在の高校も含めて教育環境の充実を図ってまいります。

**火爪委員** 総合選択制の大規模校についての試算は何もしていないと、何も示せないという状況の中で設置方針だけ決めるべきではないと思います。

知事に伺っておきます。

知事は多様な選択肢を子供たちに提供するためだとおっしゃいます。しかし、現在の高校での学びの選択肢を増やし、深い学びを提供することのほうが大事ではないでしょうか。

富山市に大規模校をつくれば周辺部分の子供たちがさらに富山市に集められて、周辺部分の高校は減らされていきます。そ

して、富山市の子供は多様な学びを選べるのかもしれませんけれども、周辺部分の子供たちがそれを選択するには時間も交通費もかけなければならない。教育格差が生じることになるのではないか。どうか。

私はその分の予算があるのであれば、県内の全ての高校に教職員を増やし、老朽化したぼろぼろの校舎がたくさんありますから、それを改修してほしいと思います。

今議会には、県立高校教育を担う当事者である高等学校教職員組合から480人の大規模校設置に反対する請願が3,204名の個人署名を添えて提出されています。480人の大規模新設方針は撤回をすべき、決めてしまうべきではないと思いますが、知事の答弁を求めます。

**新田 知事** 県立高校の在り方について、令和3年度以来できる限り多くの方々から御意見をお聞きしました。その中では、大規模校についても様々な議論を重ねてきました。

本年8月にまとめた新時代とやまハイスクール構想の実施方針の素案では、その狙いについて「多くの科目から選択履修でき、多様な考え方に対することにより他者と協働して社会参画できる力をより高めること」としています。中・小規模校とのバランスから1学年480人規模の学校1校としました。県全域からの通学を考慮して、公共交通機関の利便性の高い富山市内の県有地を活用して設置をすることとしています。

8月以降も幅広い声をお聞きしており、子供が減るのに今ある一番大きい学校——これは320人規模ですが、よりも大きい学校をつくるのはおかしいという意見も確かにありました。

その一方で、大規模校は違った価値観に触れ、それを認め合うことができる環境になる。将来教員になり、そうした学校で働きたいという高校生。また、大規模校は保護者の視点で今後の生徒に幅広い選択肢をもたらすという意味からプラスになる

という意見が周りに多いなど、大規模校の設置に前向きな声が相当数あることも事実です。

こうした声を踏まえて、今後大規模校について施設整備、学校運営など新たな学校づくりに向けて、現場を預かられる先生方と共に具体的な検討を進めていくことにしています。

誰も経験したことのない人口減少社会を迎えていきます。県立高校には本県の教育実績を生かしつつ、こどもまんなかの視点から何が必要かを考えていかなければなりません。少子化が進むからこそ、多くの仲間と学べる大規模校も含めて多様な選択肢を検討することが重要であり、引き続き丁寧に検討を進めてまいりたいと思います。

**火爪委員** 今の答弁を伺っても、県民の理解が得られているとは到底思われません。ぜひ、いろいろ具体的なことを示さずに設置するという方針を決めてしまうことは、やめていただきたいと思います。

第6回構想検討会議で、職業系専門学科の在り方についても議論が行われております。その内容を見ましても、現在の7校ある職業系専門高校を県東西に1つずつ、実践ハイスクールとして集約する計画には甚だ無理があると思います。富山市に関して言えば、富山商業高校と富山工業高校のどちらかが統合対象になるわけであります。

今後、志願者が減少することを見越しても、検討会の資料によれば令和20年度の規模の予測は、富山工業高校で224人5.6学級、富山商業高校で187人4.7学級で、立派な中規模校であり、統合する必然性はないと思います。私はそれぞれを残すべきだと思います。

普通科に商業コースを設置する場合、教員の確保が大変だと、各学校の実情を伺っております。職業系専門高校の在り方については、もっと慎重な議論が必要なのではないでしょうか。教

育長に伺います。

**廣島教育長** 職業系専門学科は、本県産業を担う人材の育成において大きな役割を果たしてきておりまして、この構想実施方針素案でも、現在 7 校ございます職業系専門学科単独校を東西 1 校ずつに絞るという意味ではなくて、工業科など職業系専門学科で構成する実践ハイスクールを東西各 1 校設置し、未来探求ハイスクールとして職業系専門学科と普通系学科を組み合わせるという案としているところでございます。

先月の構想検討会議を行いましたが、農業、工業、商業各単独高校の将来像や職業系専門学科の開設の方向性について、産業界や企業の方々の御意見も紹介しながら検討案を示した上で、御議論を頂きました。

具体的には、例えば工業科は、4 つの単独校とその他の学校の工業科を対象に再構築して、工業科教育の魅力化・特色化、地域の担い手育成・確保などの観点から、実践ハイスクールでの複数キャンパス制の導入についても検討する案を示しました。

また、商業科につきましては、これまで単独校で行われてきた教育を踏まえつつ、学校の魅力化・特色化、そして学校規模の維持と部活動の活性化などの観点からその他の学科を併設した上で学校として再構築することも検討する案を示して議論をしたところでございます。

その結果、構想検討会議の委員の皆様からは、様々な視点で御意見をいただきました。特に、今後の職業系専門学科の具体的な学校づくりの検討に当たり、社会の変化や生徒のニーズを踏まえながら、それぞれの高校や学科に何が求められるかをさらに考慮すべきとされたところでございます。

これを踏まえまして、職業系専門学科の今後の方向について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**火爪委員** 検討会議でも意見がありましたら、今ある富山商業高

校や富山工業高校を名前も含めて学校を残してほしいという強い声があるわけあります。学校名を出して案を示していないので、議論や県民の関心はこれから集まると思いますが、そのときにはもう決めてしまった、東西に1つずつに絞るのではないかと言われましたが、やはり絞ることになるわけで、私は、こういう議論の在り方というのはいかがなものかと思っています。

そこでこの設問の最後にもう一度知事に伺っておきます。

10月5日に高等学校教職員組合が開催した県民集会に参加をいたしました。中学生に関わる塾講師の方から、中学生やその保護者に不安が広がっている、自分の志望校は残るのかと詰め寄られても、中学校では何も答えられないとの報告がありました。

全ての県立高校が再編対象といつまでも言うことで、それぞれの高校では落ち着いて教育ができない。校舎の大規模改修もできません。

私は第1期設置方針を示すときには、高校名を含めた全体計画を、たたき台として議論して変えられるような形で、示すべきだと思います。小学生、高校生、中学校関係者の不安も大変大きくなっています。改めて知事に伺います。

**新田 知事** 新時代とやまハイスクール構想の実施方針素案に対する9月定例会や意見交換会などの御意見を整理し、構想検討会議での議論を経て、10月の総合教育会議で構想の進め方について検討を行いました。

その結果、必要な修正を加えて来月中に実施方針を取りまとめることとし、令和20年度までに目指す姿に向けて3期に分けて段階的に再編を進めていくことにしています。また、まず第1期校については、教育内容など具体的な検討を重ねた上で、令和8年度前半をめどに再構築する対象校などを示す第1期設置方針を公表し、令和11年度の設置を目指すことにしています。

このように丁寧に丁寧に幅広い意見をいろいろな形でお聞きして、節目節目でそれを集約して案を示し、そして議論のたたき台にして、必要ならば修正をする、このようにして進めてきたところでございます。決して当初案に固執しているわけではありません。柔軟に対応してきたと思っています。これを迷走という人や報道もありましたが、私は、それは多様な皆さんの中で合意形成を進めていく上でのプロセスだと考えております。

委員御提案の第1期設置方針を示す際に、全体計画の学校名を含めて示すべきとの御指摘ですが、在校生や将来入学を希望する中学生、また学校運営への影響を十分考慮することが必要となると思います。第1期校の議論と並行して、第2期以降に設置する学校についても、必要な検討は行っていくこととしておりまして、令和20年度の目指す姿について、地域ごとの学校の配置数などを示せるように努めたいと思います。

また、老朽化する校舎などの学校施設ですが、構想との整合性を図りつつ、必要性の高い施設の計画的な対策を進めまして、緊急性が生じたものについても適切に対応するなど、今後とも県立高校のよりよい教育環境の整備に取り組んでまいります。

今後、中学生やその保護者の皆さんのが不安を抱かず、将来を見据えて進路選択ができるように、第1期校の設置に関する情報のほか、目指す姿を効果的に周知する方法や時期などを検討し、適切な情報発信に努めることで、委員がおっしゃるような中学生や保護者の不安の解消にはつながると思います。

**火爪委員** 中学生やその保護者の不安をぜひ理解していただきたいと思います。10年後にこの高校があるのかないのか分からぬという状況を知事の再編計画はつくってしまっている、まちづくりにも大きな混迷を与えることになっていると思います。

ぜひ、具体的にたたき台を示していただいて、大いに議論をする、議論を活発にして、その中で、県民ぐるみで計画を決め

ていくという手法を選択していただきたいと思います。

県立高校の再編問題は、いろいろ議論は尽きませんけれども、今日特に総合選択制の480人の大規模校を富山市に新設して、周辺の学校の減少を加速する、周辺の子どもたちを富山市にさらに集めることになる、これには決して同意できません。いろいろな意見を聞いてきたとおっしゃいますが、反対意見も聞いて、いろいろな意見があるねと、聞きっ放しで、結局この方針については譲っていない。

私たち県議会は480人は大きいと言って、320人にしようという議論を2月定例会でやって、それなのに、4月になつたら教育委員会は皆して伊奈学園総合高校へ行って、やはり480人だ、富山市に1校だと改めてひっくり返してしまうと。こういうやり方には私たちは到底納得できないと改めて申し上げておきたいと思います。

明後日、菅沢委員からも質問がある予定ですので、タッグを組んで頑張っていきたいと思います。

次に、能登半島地震からの復旧について2問伺います。

まず、宅地液状化防止事業の地元負担ゼロのめどがたつたことを大変喜んでおります。各市長、知事にも感謝をしたいと思います。

11月27日には、早速富山市の東蓮町地震被害者の会と町内会に対しても、富山市から事業への住民同意を得る作業を開始するとの説明があったと聞いております。新年度に事業が開始できるよう期待したいと思います。

そこで富山市は、昨年12月の町内の説明会で対象地域の全世帯の同意が事業実施の条件と説明をしております。しかし、地元からは柔軟な対応を求める声が上がっています。町内外に避難したり、転居した世帯も少なくなく、同意には時間もかかります。

国は公共事業認定の際の同意要件はなくしたと思います。ぜひ全世帯の同意が得られない段階でも事業が始められるようにしてほしいというのが被災地からの御意見です。土木部長の見解を伺います。

**金谷土木部長** 宅地液状化防止事業の実施に当たりましては、国の要綱では住民同意の要件は特に定められておりません。県としても、現場を想定しますと、全員同意は望ましいと考えますが、必ずしも求めていらないところでございます。

御紹介いただきましたとおり、1年前になりますが、昨年12月に行われました富山市の住民説明会では、事業実施するには対策範囲内や周辺の方々全員の同意、そして維持管理費の負担が必要と説明されております。

これまで、富山市以外の被災市でも住民説明会が実施されておりまして、中でも合意形成に当たっては、整備後に要する経費の住民負担が大きな課題の一つでございました。

そこで、御紹介いただきましたが、県では9月補正で宅地液状化防止対策加速化事業を創設し、施設などの長寿命化費の負担を減らしたことに加えまして、10月には、残る電気代などの経常経費を被災5市がそれぞれ負担するということで、住民負担を求めないことが示されたところであります。

県としては、この2つの施策が進むことで、住民負担の軽減というハードルの一つを乗り越えるものとなりまして、今後、住民の合意形成が進むのではないかと考えております。

現在富山市では、住民の負担を求めないということを示した意向確認を改めて個別に行っていらっしゃいます。また、射水市では、地元説明を行った上で、昨日からになりますが、実証実験が始まっています。高岡市や氷見市の一帯では、実証実験に向け地元との調整や説明会が行われております。

これらの説明の結果を踏まえて、事業実施に当たって住民の

同意をどこまで求めるかは、事業主体である各市がそれぞれ御判断されるものと考えております。

県としては、被災市の対応を尊重しつつ、課題はまだあると思っており、こうした課題を共有し連携しながら助言など可能な支援に努めてまいります。

**火爪委員** 国も県も住民全員の同意は求めないということを確認できました。地元でもしっかりとがんばっていきたいと思います。

そこで、県内の公費解体も10月末現在で83%と進んでまいりました。そうなると、更地になった宅地の固定資産税が心配なわけであります。災害による被災住宅の公費解体などで更地になった宅地に対しては、地方税法第349条で固定資産税を6分の1のまま軽減する2年間の特例措置があります。

しかし、公費解体後2年間で家を再建することは容易ではありません。宅地液状化防止事業がどうなるか見えないうちは、自宅の再建を決められないお宅も多いと思います。東日本大震災の被災地では、市町村が集めるのですが、国が音頭を取って15年間、熊本地震の被災地では6年間特例措置が延長されております。

昨年6月にこの質問を早めに取り上げた際は、当時の田中地方創生局長から、必要に応じて国に働きかけたいとの答弁を頂いております。

今回は新しい地方創生局長に、この間、国にどう働きかけてきたのか、国の動きをどう把握しているのか伺っておきたいと思います。

**滑川地方創生局長** 固定資産税制度では、住宅政策上の観点から住宅用地については、その課税標準を価格の6分の1とする特例措置がございます。

またその上で、震災等により滅失または損壊した住宅の敷地であっても、そこでの住宅の再建を支援するため、地方税法の

規定に基づいて市町村長が認める場合には、震災発生から 2 年度分の固定資産税に限って、当該敷地を住宅用地とみなして 6 分の 1 の特例措置を受けられる特例が適用されますこと、御指摘のとおりでございます。現在の能登半島地震に係る被災地につきましては、この特例が適用されているということです。

この特例につきましては、令和 7 年度で期限を迎えることから、県に対しまして、市町村からの強い要望がございます。そういった要望状況や、震災からの復旧・復興の進捗状況を踏まえまして、国への重要要望等において、被災地の実情に応じた適用期間の延長を働きかけてまいりました。

また同様の要望は、全国町村会からも働きかけがあると認識しております。こういった状況を受けまして、国の動きにつきましては、令和 8 年度の税制改正要望において、内閣府及び国土交通省から、この能登半島地震に係る被災住宅用地特例の延長が要望されていると承知をしております。

今後、与党の税制調査会等で、税制改正の議論を経まして、年内に令和 8 年度の税制改正大綱が閣議決定されると見込まれておりますことから、引き続き、この政府与党の動向を注視してまいりたいと考えております。

**火爪委員** 年内の閣議決定の中に、延長が含まれていることを強く期待をしておきたいと思います。

次に、困難を抱える子供、女性の支援について伺います。

10月 20 日に新日本婦人の会富山県本部から知事宛てに富山県における母子生活支援の施設の設置を求める要望書が提出されております。この母子生活支援施設がないのは富山県だけだと聞いております。その後開催された県の困難な問題を抱える女性への支援調整会議では、DV 被害から子供と一緒に逃ってきた母子からの相談が、昨年度は市町村に 8 世帯、民間団体に 10 世帯寄せられ、うち 7 世帯が県外の施設に入所されたとの報告

がありました。現に支援すべきニーズがあるということ、そして、県外に富山県から避難をする、受け入れていただくなれば、本来、他県からの避難者も富山県に縁のある親子の避難者も、受け入れなくてはならないのではないか。どうでしょうか。

市町村や民間支援団体と検討会を設置するなどして、県が設置を真剣に検討してほしいと思います。昨年2月定例会で質問をしたときに、一旦施設を廃止した宮崎県が、その後民間団体に委託して県がイニシアチブを取って設置している事例も紹介をしておきました。

その後県は、全国の設置状況などを調査してきたと思います。その調査結果と併せて、今後どう取り組んでいくのか、こども家庭支援監に伺います。

**川西 こども家庭支援監** 県では今年度、母子への支援の実態と母子生活支援施設の利用状況等について把握するために、県内の各市町村、民間団体、全国ではなく近隣県を中心とした同施設に対して「困難を抱える女性と子どもの支援に関する実態調査」を行ったところあります。

調査した結果分かったことですが、過去5年間、富山市の母子生活支援施設が令和6年3月に廃止される以前においても、毎年3から8世帯が県外の施設に入所されております。一定の県外利用があるということが分かります。

また、入所の相談があっても、場所や規則が御自身の希望に合わないなどの理由で、母子生活支援施設への入所に至らない場合がございまして、そういった場合は民間のシェルターや公営住宅が活用されているということも分かっております。

また、市町村と民間の支援団体の連携不足が残念ながらある程度あって、必要とされるサービスにスムーズにつながらないケースもあることなどが分かったところです。

県といたしましては、民間団体への活動支援を充実しますと

とともに、市町村と民間団体がより連携して支援に取り組めるよう、研修やワークショップ、日々の活動を通じて情報の共有を密にするなど、母子への切れ目ない支援を行えるように努めてまいります。

なお、母子生活支援施設の設置につきましては、設置主体や財源の確保など調整が困難な課題もございまして、市町村や関係団体が参画する支援調整会議などの場も活用しながら、母子への支援の在り方も含めて丁寧に検討してまいりたいと考えております。

**火爪委員** 施設の設置がないのは全国で富山県だけです。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

私は前にも言ったことがあります、DVからお子さん2人を連れて逃げて来た方を県営住宅につないだことがあります。お母さんは精神の病を持っておられて、子育てもままならないわけです。2人のお子さんは結局小学校で不登校になって黒部学園に入所されたり、いろいろな困難を抱えているわけです。

母子生活支援施設があれば、先般の種部議員の質問にもありました、子育てを支援して、母親を援助することができるわけです。周りの県に受け入れてもらっているのに、富山県にはないという状況を一日も早く解消するように、これは前向きに検討していただきたいと思います。

次に、昨年7月最高裁判所は、1948年から1996年まで、実に48年間続いた旧優生保護法で、国と自治体が不妊手術や人工妊娠中絶を障害者に強いてきたことを憲法違反と断じ、国に賠償を命じました。その後、岸田首相は被災者と直接面会して謝罪し、滋賀県などの知事も記者会見で謝罪するなどの動きが広がりました。

これを受けて今年1月は賠償金支給に関する法律が施行され、国は都道府県に相談窓口を設置してきたと認識をしております。

全国の被害者は、強制不妊手術で約2万5,000人、人工妊娠中絶を強いられた被害者が約5万9,000人と伝えられておりますが、今年10月までの補償に関する相談件数が6,087件、補償請求は2,172件と僅かにとどまっています。

そこで富山県なんですが、富山県は被害者の数を公表しておりません。国資料から日弁連などが公表している数字を見ますと、県内の強制妊娠手術被害者は302人となっております。優生思想の下に、国が都道府県に競わせて、説明もなしに、またはだまして手術を強制してきたということだと思います。本当にひどい話です。

この302人を分母にしましても、相談件数は26人、保証申請が15件にとどまっているというのは、あまりにも少ないのでしょうか。知事は、優生思想をどう思われるでしょうか。不良な子孫の出生を防止するとして、本当にひどいことをやつてきたとの認識はおありでしょうか。知事としても被害者に謝罪をするとともに、医療機関などを通じて県内の被害者の実態調査を行い、被害者を把握し補償の徹底に取り組むべきだと考えます。知事に伺います。

**新田知事** 国会及び政府においては旧優生保護法の規定を違憲とした昨年7月の最高裁判決を受け、同年10月に補償法を制定し、優生上の見地から誤った目的に係る施策を推進してきたことなどについて責任を認めて謝罪するとともに、優生手術を受けた方々への補償などを行うこととされ、今年1月から法が施行されました。

優生手術は重大な人権侵害です。法に基づく機関委任事務とはいえ、県が関与したことを重く受け止め、私としても、心身に多大な苦痛を受けられた方々に深くおわびを申し上げたいと思います。今後、被害者の方に寄り添いながら円滑な補償の実施にしっかりと取り組むことが、今の責任者としての務めだと

思っております。

被害者の調査ですが、平成29年度から30年度にかけ、県の関係機関や市町村、医療機関に対し、保有している資料や記録について調査を実施しましたが、被害者個人を特定できる資料は確認できませんでした。重ねての調査の実施は考えておりません。

県としては、補償の円滑な実施のために、法施行前から相談窓口を設け、弁護士会とも協力し、被害者のプライバシーに配慮して補償などの申請をサポートしてまいりました。制度を広く周知するため、専用のホームページを設けたほか、国と連携してリーフレットを作成し、県の窓口や市町村、医療機関、福祉施設などで配布をしており、関係団体にも担当者が出向き、広く制度の周知を依頼してまいりました。

申請数はそのようなことでまだ少ない状況でありますが、今後、介護関係施設などにも周知するなど、引き続き制度の周知に努め、一人でも多くの方に補償が行き渡るよう、全力で尽くしてまいりたいと考えます。

**火爪委員** 続いて、富山県子どもの権利に関する条例について伺っておきます。

子どもの権利に関する県条例についてのパブリックコメントが始まっています。この間寄せられた条例案に対する子供たちや関係者の声の資料を読ませていただきました。本当に貴重だと思います。

私は、条例の制定を延期して本当によかったと思います。私からもこの間、子どもの権利条例に基づく相談体制の強化や、救済機関としての子ども支援委員会が実際に機能するように、子供たちにとって相談しやすい窓口になるように、いろいろと提言をしてまいりました。

今回、子ども総合サポートプラザの相談窓口である、子ども

相談センターへの相談を申立ての前置きとし、それで解決しない場合に県庁内に設置することも支援委員会に相談できると整理されました。その際には、子ども相談センターに、子どもの権利条例に基づく相談窓口があることをしっかりと位置づけることや子ども支援委員会に配置される担当委員と事務局員の活動を保障すること、そのための予算確保も明記することなどが必要だと思います。

この間の検討の経過と併せて、子ども家庭支援監に伺います。

**川西 こども家庭支援監** こども支援委員会が実質的に機能するためには、子供の様々な悩みにワンストップで対応しておりますこども総合サポートプラザと連携することが重要である、これは委員御指摘のとおりだと思います。

そこで10月の有識者会議で示した条例素案では、こども支援委員会に調整等を求める前に、こども総合サポートプラザにある富山児童相談所こども相談センターに相談することが必要である旨規定をいたしております。こども相談センターとの連携を条例素案に明確に位置づけているというところでございます。

一方、こども支援委員会の第三者性や、事案解決の実効性を高める必要性もあることから、この事務局はこども家庭室に設置する方向で検討を進めることとしております。また委員は、子供の権利擁護に関し、優れた識見を有する法律、心理、福祉などの専門家とする方向で検討を進めております。

さらに10月の有識者会議では、子供が自分の意見を言えるように支援したり、子供に手続の流れを分かりやすく説明したりすることが重要であるといった御意見もありましたことから、委員会が、こうしたことにも十分配慮して対応できるよう検討を進めており、これらの必要な予算は来年度当初予算に計上したいと考えております。

また、予算確保の保障のことについてでございますが、

子どもの権利に関する条例は、予算編成権を有する知事が議会に上程する条例という性質がございますので、必要な予算の確保に努めることは、ある意味当然であると考えておりますし、その保障について規定を条例に設ける必要はないのではないかと考えております。

**火爪委員** 他県では、子どもの権利条例の施策を広げるために、知事は予算を確保することと明記している条例もあります。ぜひ、引き続き検討していただきたいと思います。

いずれにしろ肝腎なのは、子どもの権利条約とこの県条例について子供も大人も学び、理解を深める場を広げることだと思います。新年度予算の中にも、その予算と計画をしっかりと確保してほしいと思います。どう取り組んでいくのか伺います。

**川西 こども家庭支援監** 子どもの権利条約と、子どもの権利に関する条例（仮称）について、学び、そして議論することは、子供にとっては、お互いに尊重し合い主体的に自分らしく生きることにつながります。また、大人にとっても子供の権利擁護に理解が深まって、子供が安心して成長できる環境整備に資するため、大変重要な要素であると考えております。

このため、これまで中学校や児童養護施設、特別支援学校、また、高校等の児童生徒を対象にワークショップを開催していましたほか、今年8月にはこども家庭庁と共に、こどもまんなか社会をテーマにしたシンポジウムを開催しました。保護者など大人にも条約や条例について説明をし、御意見をお聞きするなど理解を深める機会を設けてきたところでございます。

こうした場で、特に子供たちから出た意見は今後の取組に大変参考となるものがありました。こうした機会は、条例の目的である全ての子供がウェルビーイングで生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現のために不可欠なことであると考えておりますし、県は条約や条例等の趣旨内容について、子

供を含めた県民に普及啓発を図り、理解を得るよう努めることを条例において規定しているところでございます。

引き続き、条約や条例について学び、そして議論することを通じて、子供が権利を自分事として捉えたり、また、親子が一緒に権利について考えたりできるような効果的な取組を検討してまいります。

**火爪委員** 新年度もしっかりと予算を確保して、1年目が大事ですから、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、県職員の地域手当について伺っておきます。

我が党は、これまででも県教職員の地域手当——富山市にだけ3%というのではなくて、一律支給すべきと繰り返し主張をしてまいりました。富山市在住の職員が富山市に勤務すると3%手当が支給されて、高岡市に転勤になると3%減額となるなどというのは理屈が通りません。

ようやく、県人事委員会は今年10月の勧告で、本県において市町村を超えた人事異動が頻繁に行われているが、転居による生活や物価等の変化がないにもかかわらず、勤務地によって給与水準に差が生じている実態がある。こうした実態を踏まえると、一律の支給割合を設定することが適当であるとしました。遅きに失したのではないでしょうか。

なぜこういう判断に今回至ったのかを、人事委員会事務局長に伺います。

**坂林人事委員会事務局長** 地域手当につきましては、昨年の人事院勧告におきまして、地域をまたぐ異動の円滑化などに資するものとなるよう、支給対象地域の指定基準を市町村単位から都道府県単位に広域化するとともに、民間賃金水準の高い県庁所在地などは個別指定することとされました。

これによりまして、令和8年4月から、本県は県単位では支給対象地域ではないものの、富山市が指定基準を満たし富山市

在勤者の支給割合が3%から4%に引き上がることになります。

今ほど委員からも御紹介いただきましたとおり、本県におきましては市町村を超えた人事異動が頻繁に行われておりますが、転居による生活基盤や物価などの変化がないにもかかわらず、地域手当の支給により、勤務地によって職務内容が類似する職員間で賃金水準が異なる実態がございます。

特に、教員や警察官など、勤務地による職務内容に違いが認められない職種がある中、職員の給与制度は職務に精励している職員の士気の向上にも資する制度とする必要があると考えております。

こうした実態を踏まえまして、県内を一つの地域として取り扱うことが今般の国の見直し趣旨を的確に捉えることになること、また、職員の給与制度は、県民の理解と納得が得られるものであることが必要なことから、本年的人事委員会勧告におきまして、県内全域を地域手当の支給地域とし、国の基準にのっとった場合の支給総額を考慮の上、一律の支給割合を設定することが適当であるとしたものでございます。

また経過措置として、まずは令和8年度におきまして、国の中止にのっとると富山市の支給割合が3%から4%に引き上げる増額分を、富山市を除く県内市町村に在勤する職員に配分することが望ましいと報告をしたところでございます。

**亀山副委員長** 火爪委員、持ち時間が少なくなっていますので、質問は簡潔に願います。

**火爪委員** この答申を受けて、経営管理部長に今後どうするのか、今年は1%を配分ということですが、ぜひその次の年には一律支給を目指していただきたいと思います。どう取り組むのか伺います。

**亀山副委員長** 田中経営管理部長、答弁は簡潔に願います。

**田中経営管理部長** 今程、人事委員会事務局長の答弁がありまし

たとおり、人事委員会勧告では地域手当につきまして、富山市の支給割合が3%から4%に引き上がる増額分を、富山市を除く県内市町村に在勤する職員に配分することが望ましいとされているところでございます。

富山市で働く職員の方と富山市を除く市町村で働く方、おおむね同数でありますので、今回の勧告内容に従って試算しましたところ、当面の経過措置としては、令和8年度から富山市在勤者は3%、富山市を除く県内市町村在勤者には1%の割合で支給し、今年ありました支給割合の差、0%と3%の差であります3%から2%に縮小させたいと考えております、条例改正案の準備を進めているところでございます。

なお人事委員会勧告の国の基準にのっとった場合の支給総額を考慮の上、一律の支給割合を設定することとした場合、一律2%程度になるものと見込んでおりますが、職員の約半数を占める富山市在勤者の支給額が引き下がることや、仮に富山市が国に準拠して4%の支給とした場合には本県職員と2%の差が生じるなど、様々な影響が出ることも考えられるかと思っております。

県職員の給与水準は、情勢適応の原則に基づきまして、毎年実施される人事委員会勧告を尊重するとともに、均衡の原則に基づきまして、国や他の都道府県の状況のほか、県の財務状況なども考慮する必要があるほか、何よりも、県民の皆様の理解と納得が得られるものである必要があると考えております。

これらのことと慎重に検討した上で、適正な支給方法となるよう今後とも適切に対応してまいります。

**亀山副委員長** 火爪委員の質疑は以上で終了しました。